令和4年度第2回 加西市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議記録(概要)

1. 日 時: 令和5年1月26日13時30分~14時58分

2. 場 所:市民会館 視聴覚室

3. 議事:諮問第1号 加西市国民健康保険税条例の改正について (原案通り承認)

4. 出席委員:10名

 (被保険者代表)
 4名

 (保険医又は保険薬剤師代表)
 3名

 (公益代表)
 3名

5. 会議出席者:市長

国民健康保険担当 4名 国民健康保険税賦課・徴収担当 2名

- 6. 会議内容
- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 議事録署名委員の選出
- (4)報告事項 兵庫県における保険料水準の統一について
 - 一 事務局説明 -

【副会長】

では、これより質疑をお受けいたします。どなたか質問、ご意見ございましたらどうぞ。

【委員】

5 年から 9 年までの間、引下げ支援をしてくれるということなのですが、これが終わった後は、 このままを払うということになるのですか。

【事務局】

5年から9年までの、県の基金の投入による引き下げ支援の方向性としては、5年から9年まで年間15億円県の基金を入れて、1%程度、県全体の保険料を下げる。その後10年から3億円ずつ減らしていって、元々の水準まで戻してしまうということになります。

その1%の引き下げ額であったものがだんだん少なくなって、最後には本来の保険料、もらわないといけない保険料に到達するというようなイメージなのかなと思いますので、(保険料) 全体としては上がっていくということになるかと思います。基金を入れることによって、保険料の値上げのカーブをちょっと緩やかにしているといったようなイメージかと思います。

今後の保険料については、具体的にこれぐらいになるというのはなかなか難しいのですが、傾

向としては上昇傾向、どんどん上がっていくということは間違いないというように思っています。

【委員】

今、加西市はいろいろな子供たちの無料化などの施策をすごく進めていて、それで少しでも加西市に入ってくる人達を引きつけるというようなことをされていると思いますが、全部こう統一となってしまうと、そういった個性的な独自のサービスが続けられなくなるということなのですね。

【事務局】

市全体として少子化対策ということで、無料化の範囲を広げるなど、そういったことを頑張っているところです。

国保につきましても、社会保険ですと子どもさんに対しては保険料がかかりませんが、現在の 仕組みの中では国保だけが、子どもさんの分まで保険料がかかります。同じ子育て世代でも社 会保険の世帯に比べて国保の世帯の負担が少し重いということもありまして、子育て施策の一 環として、国保税の免除というようなことをしております。

ただ、今お話していましたように、今後は保険料を統一してサービスも統一する、という方向に進む中で、この減免がどこまで続けられるかというのは、今のところちょっとわからない感じになっています。12年度になったらやめなければいけない、というところまでの話は出ていないのですが、将来的には、県と同じレベルといいますか、他の市町と同じような状況まで戻さないといけない、ということもあるかもしれません。それはまだ今の段階ではわかりませんが、できるだけ加西市としては、このサービスを続けていけるように意見や要望を行って行きたい、できるだけ継続の道を探りたいという風に考えています。

(5) 諮問事項

諮問第1号 加西市国民健康保険税条例の改正について

一 事務局説明 -

【副委員長】

ありがとうございます。今のご説明で、疑問点などありましたら。

【委員】

最初の国保税条例の改正、これは市独自のものですね。 この2番目3番目というのは、これは法改正に伴う引き上げということになるんですね。

【事務局】

国保税条例というものがございまして、この 3 点ともその中に記載されているものとなります。今回国保税条例の中のこの 3 点について改正ということになりまして、一つ目の国保税率の改正については加西市独自、今の段階では加西市独自に決めていけるものとなっています。二つ目、三つ目についても条例で規定するということが決まっているものですけれども、これは上に法律がありまして、この法律の改正によって、加西市も関係しているところを併せて改正させていただきたいというふうに考えているものです。

【委員】

先ほどの報告事項の県の保険料水準統一、これとの絡みはどうなのですか。

【事務局】

1番目の国保税の改正のところにかかってくるというふうに思っています。

現状では、税率というものは市で独自に決めていけるものになります。これをどの程度の水準で決めるかというのが、なかなか難しいところでして、先ほどご説明させていただいたように、できれば基金をたくさん使って、もっと低い税率にしたいというところも勿論あるのです。ただ将来的にはかなり上げていかないといけない。方向としては上げていかないといけないところを、暫くちょっと下げたままでおきましょう、というのが今回の提案だと思っています。いろんな要素がある中で何を重視するかというもので、大分振れ幅があるのというふうに担当では思っております。

基金の活用だけ考えれば、大きく下げてそのまま据え置くのが本当は良いと思うのですが、ただそういうふうに下げると、今度上げなければいけない水準までの差が大変大きくなります。 それをどういったペースで埋めていくのかというのが、また難しくなるかなというふうには思っています。

今回、統一の時期が12年になるというのが決まりましたので、去年ご提案させていただいた時よりは3年間猶予ができました。去年までは9年度に統一というふうに思っていましたので、それが少し延びて、自由に使える期間が延びたというのもありまして、もう少し下げても大丈夫かな、というような判断をしたところです。

ただ、現状では市独自で決めるところですが、これも令和 12 年度には兵庫県で統一した税率 に合わせていかなければならないということが決まっておりますので、今後の焦点はどのよう に合わせていくか、どういうペースで合わせていくかということで、これがなかなか難しいと ころというふうに思っております。

【委員】

今までの過去の基金の積み立てというのも、自由に使えるのは 12 年度までということですね。 それ以降は、それを補填するということは認められていないということですよね

【事務局】

保険料の補填という意味では、12年度までということになります。

【委員】

2割とか、5割軽減というのがありますよね。 これは県の方で、他の市町村もみんな同じような形なのですか。

【事務局】

こちらの部分については、法律の方で改正が予定されている内容になります。上位の法律で規定されているものを、条例にも規定しないといけないということになっているのですが、条例に規定するという段階では市町に裁量がある、決めることができるというものではあります。ただ兵庫県においては、この負担の公平性の面からしましても、法律に基づいた基準で、ということになっていますので、今回各市町におきましても、同様の改正が予定されているというように思っております。

【委員】

2割5割7割軽減というものは継続されていくということですね。

そこの軽減の金額が52万から53万5000円というふうに、変更があるということですね。 それも、県で統一されれば同じになるから、できるだけその統一に近い金額にしておく方が良いということですか。

【事務局】

この軽減判定所得というものは一応この基準ラインになりますので、このラインより下だったら、5割軽減が受けられる、このラインより下だったら2割軽減が受けられるというようなラインになり、これが52万から53万5000円に変わる、このラインが多少上がるというようなイメージです。

【委員】

そうしたら、受けられないことがあり得るということですか。

【事務局】

受けられる人が増える方です、拡充されます。

【事務局】

所得が高い人でしたら5割減るとか2割減るとかにならないのですが、その上限の分が52万のところが53万5000円になるので、軽減になる対象の方が、これによって若干増えるという感じです。

【委員】

聞き逃しているだけかもしれませんが、令和 5 年の標準保険料率というのは、何の数字ですか。

【事務局】

標準保険料率というのは、令和5年度の加西市としては、これぐらいの保険料が適正ですよ、といいますか、これぐらいの保険税率であれば、運営的には困りませんよという、そういう理論上の保険税率になりまして、県が各市町分を計算して出してくれる数字になります。目安の保険料というふうに思っていただけたらいいと思っています。

【委員】

平等割より均等割の方を下げて欲しいのですが、これに合わせたらしょうがないということで すか。

【事務局】

均等割は、今年度の標準保険料率の医療給付分ですと2万8524円に、現状が2万7000円になっています。均等割を下げますと、皆さんの保険税が下がってとても良いのですが、ただ逆にこの均等割は、かなり上げていかないといけない税目になっており、今言いましたような軽減のかからない世帯ですと、今の段階でも1万3000円ぐらい上げていかないといけないと思っているところです。これを一旦下げてしまうと、今度は2万円ぐらい上げないといけないということになってくるので、そういった面を考慮して、今回均等割については、残念なのですけれども、据え置きとさせていただいているところです。

【委員】

基金のことですが、基金が 12 年度以降使えないということで、何に使えるなどは決まっているのですか。

【事務局】

まだそれが決まっていません。

保健事業など、ある程度独自性が認められるような事業については「自分のところのお金を使ってだったらやってもいい」というような範囲をどれだけ残してくれるかというところでして、これが今の段階でわかりません。

例えば健診ですと今は負担金がゼロですけれども、例えば県下では健診の自己負担を 2000 円にしましょう、という基準が設けられたとして、無料にしたかったらこの 2000 円分は基金を活用して無料にしてもいい、というふうになれば、そういったところに基金の使い途が残るのかな、というふうに思っています。

それ以外には子供さんの減免でして、これはかなり大きな金額を減免することになりますので、 基金を使ってこれを継続してもいいということになれば、基金の使い途が開けるというか、い い使い途になると思っています。

ただ、どこまでならやってもいいというのが市町の間でも意見がいろいろありまして、その調整が今からです。我々も要望はしていくのですが、加西市の要望が通る内容になるかというの

は、現段階では見通しが立たないということになっております。

【委員】

基本的なところがちょっとまだわかってないのですが、法改正により県で統一しましょう、というのがありますよね。そもそも、こういうことが決まった狙いはどこにあったのでしょうか。

【事務局】

平成30年度の法改正だったと思うのですが、それまでは、国保の事業単位というのは市とか町とかの、小さな単位でやっていました。例えば加西市でいうと、加西市の国保に加入されている方の医療費を加西市の国保に加入されている方の保険税、他にもあるのですけれども主にそれで賄っていた、というふうな状況になります。小さな単位で運営していると、例えばですけれども、ものすごく高額な医療を受けなければいけなくなった人があった場合に、医療費が大きく上がったりします。そうするとその市町の保険税だけでは、運営が苦しくなったりするようなことが考えられるわけです。

そういったこともありますし、国保というのは元々、制度が発足した当時はおそらく自営業の方ですとか、農業に従事されている方とか、漁業に従事されている方とかが多く加入されていたと思うのですが、だんだん仕事を引退なさった方とか無職の方の世帯が増えてきて、所得水準が低いと言われています。所得水準が低い世帯が多いと税収が少ない。そうすると、なかなか運営が難しい。そういった小さな単位でやっていると運営が難しいということがあるので、この運営単位を広げて財政を安定させる、ということが一つの大きな目的であったというふうに理解しています。

【委員】

早い話が、相互扶助をもっと強めようと、それでリスクを減らせますよ、ということですよね。

【副委員長】

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

ないようですので、諮問第1号「加西市国民健康保険税条例の改正について」に対しての答申 について、採決をとらせていただいてよろしいでしょうか。まだ、質問されていない方、よろ しいですか。

では承認に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

ありがとうございます。

欠席者もございますけれども、今日この場では多数ということで、承認することに決定いたします。

諮問第1号の答申につきましては、承認という形で作成し、報告をしておきます、ということでよろしいですか。また答申書ができましたら、委員各位にもお送りさせていただきます。

(6) その他

「令和4年度第3号補正(案)及び令和5年度当初予算(案)」

一 事務局説明 -

【副会長】

ありがとうございます。

本日、国保税担当の方もお見えですのでご意見などお願いします。

【事務局】

令和4年度の国保税は、現時点で徴収率も昨年度より若干良いので、決算見込みも予算を上回るのではと思っています。

【副会長】

ありがとうございます。

他何かご意見ございましたら、お願いします。

【委員】

基金を使って保険料を下げるというのは、何年度までされる予定ですか。それを使って上げる スピードを落とすということですけれども、何年度までそれをされる予定ですか。

【事務局】

現時点での構想なんですけれども、保険料水準は12年度には合わせないといけない、基金は12年度以降は使えないということなので、保険税を上げていくという作業はしていかないといけないのですけれども、12年度までの期間を目いっぱい使って、ゆっくり上げていきたいなというふうに思っています。

【委員】

基金を少しずつ使いながら、良く考えていただいているなと思っています。特に意見はございません。

【副委員長】

ありがとうございます。ではこれをもちまして、令和 4 年度第 2 回 国保運営協議会を終了させていただきます。

(7) 閉会